特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大潟村は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい やその他の事態を軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライ バシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大潟村長

公表日

令和7年5月30日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	大潟村(以下「本村」という。」)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。本村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載を定た際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10個人番号カード等を用いたコンビニエンスストア等での住民票の写し等の交付なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務について、総務省令により機構に対する一部の委任が認められている。当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	コンビニ交付システム、住民記録システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム(※) ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、本村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の本村CS部分について記載する。
2. 特定個人情報ファ	イル名

住民台帳情報ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律27号) ・第7条(指定及び通知) ·第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施 行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ·第6条(住民基本台帳の作成) 法令上の根拠 ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) •第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の

4. 情報提供ネットワークジ	
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令(以下「情報提供主務省令」という。)第2条の表 (情報提供主務省令第2条の表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (主務省令における情報照会の根拠) : なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉保健課
②所属長の役職名	福祉保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	大潟村役場総務企画課総務広報班 〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1 電話番号 0185-45-2111
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	大潟村役場総務企画課総務広報班 〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1 電話番号 0185-45-2111
9. 規則第9条第2項の適	用
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	令和7年5月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人以上]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	ι重点項目評価 [.]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 まな全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じた <i>]</i>	し手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 理題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
8. 人手を介在させる作業	人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
判断の根拠	住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。						
9. 監査							
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査						
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する						
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 全選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 確限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 会託先における不正な使用等のリスクへの対策 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 信報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 行報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 後業者に対する教育・啓発						
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>						
判断の根拠	「大潟村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」により、特定個人情報等の適正な取り扱いのために各課の事務に応じた対策を検討し、必要な措置を講じているとともに対策は十分であると考えられる。						

変更簡所

変更箇	<u> </u>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I関連業務 5. 評価実施機関 における担当部署 ②所属長	住民生活課長 田中 司	住民生活課長 田中 誠悦	事後	平成27年4月1日人事異動による
令和1年6月10日	I関連業務 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正。③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置。④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知。⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付。6年民票の記載事項に変更があった際の都道で地方公共団体情報システム機構(以下機構」という。)への本人確認情報の照会。8年民からの高速に基づく住民票コードの変付・10個人番号の通知及び個人番号カードの変付・10個人番号の通知及び個人番号カードの変付・10個人番号の通知及び個人番号カードの変付・10個人番号の通知及び個人番号カードの変付・10個人番号の通知及び個人番号カードの変付・10個人番号の通知及び個人番号カードの変付・10個人番号の通知及び個人番号カードの変付・10個人番号の通知及び個人番号カードの変付・10個人番号の通知及び個人番号カードの変付・10円、名事務について、総務省令によ	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 (⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の写記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民事の高知及び個人番号カードの変付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの変付 ⑪個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び低人番号カードの変付 ⑪個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号のあ知及び個人番号カードの変付 ⑪個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号のあ知及び個人番号カードの変付 ⑪個人番号のが担任を含めて特定の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和1年6月10日		住民記録システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム	住民記録システム、中間サーバーコネクタ、住 登外宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム(※) ※後述の「2、特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、本村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の本村CS部分について記載する。	事後	評価書の見直しによる、記載 内容の修正
令和1年6月10日	I関連業務 2. 特定個人情報 ファイル名	住民票情報ファイル	住民台帳情報ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル	事後	評価書の見直しによる、記載 内容の修正
令和1年6月10日	I関連業務 5. 評価実施機関 における担当部署 ②所属長	住民生活課長 田中 誠悦	住民生活課長 加島 薫	事後	平成29年4月1日人事異動による
令和1年6月10日	I関連業務 5. 評価実施機関 における担当部署 ②所属長 の役職名	住民生活課長 加島 薫	住民生活課長	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成30年5月21日公布)の様 式改正に伴う記載内容の変更
令和1年6月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数及び2.取扱い数 いつの 時点の計数か		平成31年6月10日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和3年4月1日	I関連業務 5. 評価実施機関 における担当部署 ②所属長 の役職名	住民生活課長	福祉保健課長	事後	令和3年組織再編による課名 変更
令和7年5月30日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	⑩個人番号カード等を用いた本人確認なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務について、総務省令により機構に対する一部の委任が認められている。当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。番号法の別表第二に基づき、本村は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪個人番号カード等を用いたコンビニエンススト ア等での住民票の写し等の交付 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号 カードの交付」に係る事務について、総務省令 により機構に対する一部の委任が認められて いる。当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報 ファイルを使用する。	事後	評価書の見直しによる、記載 内容の修正
令和7年5月30日	個人番号の利用 ②法令上の根拠	・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	法令の変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	による情報連携 ②法令上の根拠	6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	係情報」が含まれる項(1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,48,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,91,92,96,106,108,110,112,115,118,124,129,130,132,136,137,138,141,142,144,149,150,151,152,155,156,158,160,163,164,165,166の項)(主務省令における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	法令の変更のため
令和7年5月30日	II しきい値判断項目 1.対象 人数及び2.取扱い数 いつの 時点の計数か		令和7年5月1日時点	事後	評価書の見直しによる、記載 内容の修正
令和7年5月30日	基礎項目評価書様式変更	記載なし	項目追加		